

I 大分県歯科口腔保健計画

一新・歯ッスル大分8020ー 中間評価・改定版策定の趣旨

1 中間評価までの背景

(1) これまでの取組の経緯

国では、平成元年から生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことにより咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活をすごそうという「8020（ハチマル・ニイマル）運動」を推進しています。

大分県では、平成4年度に「豊の国8020運動推進協議会」を設置し、歯科保健事業を体系化してこの「8020運動」を推進してきました。

平成9年3月には、21世紀に向けての歯科保健行動計画「歯ッスル大分8020」を策定し、計画に沿ってライフステージに応じた歯科保健対策を実施しました。

平成13年3月、「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」の大分県計画である「生涯健康県おおいた21」を策定し、9つの対象分野の中に「歯の健康」を位置付け、数値目標を設定し、その実現に取り組んできました。

平成20年3月に「生涯健康県おおいた21」の改定を行い、一次予防の重視の観点から新たに生活習慣病対策を盛り込んだ計画を策定し、平成24年度を最終年度として各種事業を行ってきました。

平成22年度には、「生涯健康県おおいた21」から歯科部門を独立させた計画「新・歯ッスル大分8020」を策定しましたが、その最終年度は「生涯健康県おおいた21」に合わせ、平成24年度としました。

国においても平成23年「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定され、その13条において、都道府県は歯科口腔保健を総合的に推進するための方針、目標、計画その他基本事項の定めるように努めなければならないこととされているため、平成24年度に大分県歯科口腔保健計画「新・歯ッスル大分8020」の改定を行いました。

平成25年12月には、大分県歯と口腔の健康づくり推進条例が施行され、「新・歯ッスル大分8020」改定版は条例第10条の規定に基づき定められた基本計画と見なされました。

本計画は、5年後を目途に中間評価をおこなうこととなっているため、今回の中間評価となりました。

(2) 計画改定の背景

歯・口の健康は、高齢社会を迎えて、一生涯自分の歯で食事を楽しむことを可能にするだけでなく、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持するための重要な要素です。

しかし、本県では人生の入口にいる子どもたちのむし歯は、年々減少しているものの全国平均とは大きな開きがあり、県内においても市町村によって大きな差が生じています。

成人では歯周疾患にかかっている人が多い状況にあります。さらに、要介護者や障がい者（児）の歯科口腔保健への支援体制は十分とは言えない状況です。

このような状況を改善するため、本県における歯科口腔保健対策を計画的かつ効果的に推進することが緊急の課題となっています。



表 I - 1

大分県における歯科口腔保健施策の変遷

年度	国	大分県
S53年 S60年 S63年 H元年 H2年	第1次国民健康づくり対策(S53～S62) 「健康づくりのための食生活指針(厚生省)」 第2次国民健康づくり対策(S63～H11) 「成人歯科保健対策検討会」の中間報告 「保健所における歯科保健業務指針」 「健康づくりのための食生活指針(厚生省)」	
H4年	「8020運動推進対策事業」	豊の国8020運動推進事業の実施 → 豊の国8020運動推進協議会
H8年	「今後の歯科保健医療のあり方に関する検討会意見」	
H9年	「都道府県及び市町村における歯科保健業務指針」 地域保健法の改正	歯ッスル大分8020 (H9～H12)
H11年	「食生活指針」 (平成12年3月/文部省・厚生省・農林水産省決定)	↓
H12年	介護保険法 第3次国民健康づくり対策 (健康日本21)	生涯健康県おおいた21 (H13～H22)
H14年	健康増進法	↓
H17年	食育基本法	↓ 見直し
H18年	「食事バランスガイド」策定 (厚生労働省・農林水産省)	生涯健康県おおいた21 改定版(H20～H24)
H19年	介護保険法の改正	↓ 部門計画
H20年	特定健診、特定保健指導の導入	大分県歯科保健計画 -新・歯ッスル大分8020- (H22～H24)
H22年		大分県在宅歯科診療推進指針
H23年	歯科口腔保健の推進に関する法律 (平成23年法律第95号)	↓ 見直し
H24年	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平成24年7月)	大分県歯科口腔保健計画 -新・歯ッスル大分8020- 改定版(H25(2013)～H34(2022))
H25年		大分県歯と口腔の健康づくり推進条例(H25)
H29年		大分県歯科口腔保健計画 -新・歯ッスル大分8020- 中間評価・改定版 (H30(2018)～H35(2023))

2 計画の目的と目標

(1) 計画の目的

本計画は、県民すべてが歯や口の健康を維持し、生涯を通じて生活の質の向上を図るため、大分県における歯科口腔保健対策の方向性と具体的な施策展開の内容等を示すものです。

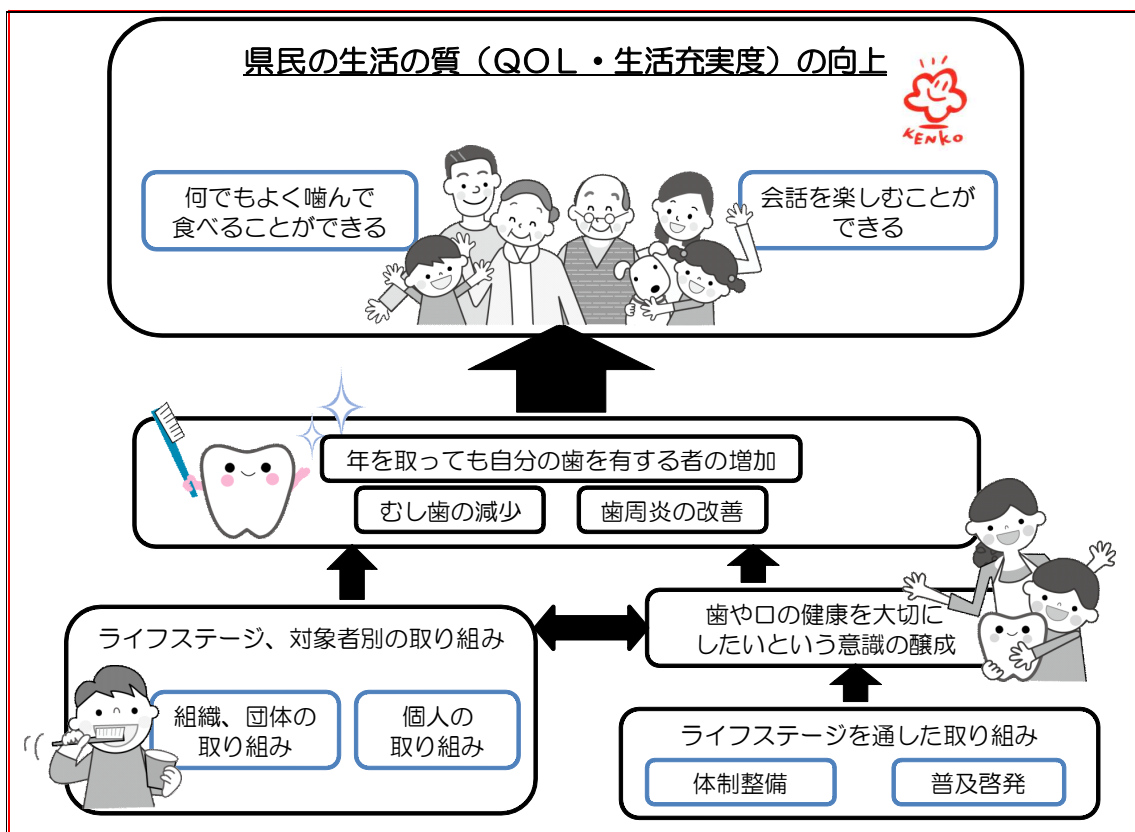
また、県民が自分の歯や口の健康の保持増進に自主的に取り組むことによって、健康的な生活習慣の定着を促すとともに、その実現に向けて、県民、行政、関係機関及び団体等の役割を明確にするものです。

(2) 計画の目標

本計画は、県民が歯科疾患の発症を予防し、歯や口の健康を保持するため、ライフステージを通じて、きめ細やかな歯科保健施策や事業を展開するとともに、歯科疾患が重症化しやすい要介護者や障がい者（児）等が適切な歯科口腔保健サービスを受けられるよう環境を整えることを目標とします。

さらに、県民の歯や口の健康への関心を高めるための教育、啓発に努め、全県民の歯や口の健康に関する意識の醸成を目指します。

図 I-2

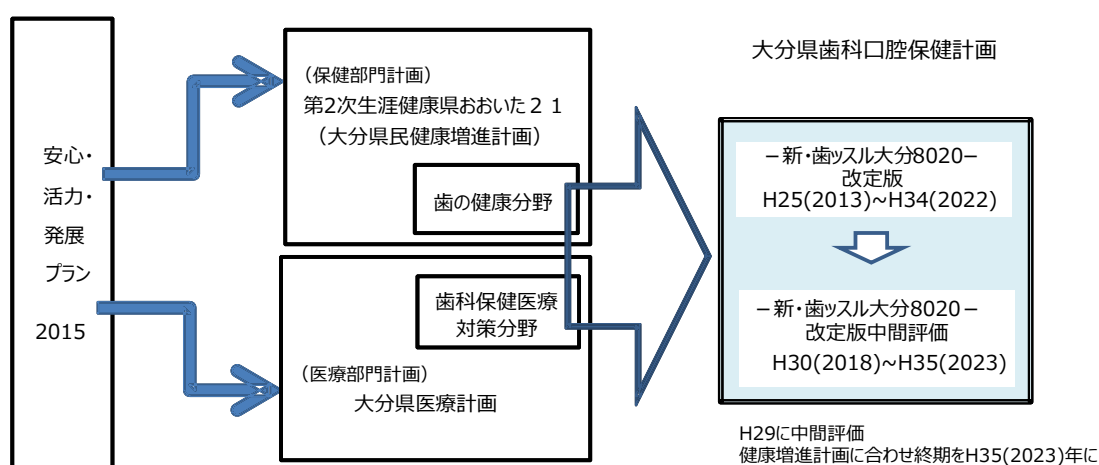


3 計画の性格と位置づけ

本計画は、「安心・活力・発展プラン2015（大分県長期総合計画）」の保健部門計画である「第二次生涯健康県おおいた21」の歯の健康分野の計画となるもので、医療部門計画である「大分県医療計画」と整合性を図り、関係機関・団体と連携して総合的に歯科口腔保健施策を推進するための基本計画です。

図 I - 3

大分県歯科口腔保健計画－新・歯ッスル大分8020－改定版中間評価の位置付け



4 目標設定の考え方

本計画を効果的に推進するため、多くの関係者が歯や口の健康状態等に関する情報を共有し、現状及び課題について共通の認識を持って、歯科保健医療上の課題解決に向けて取り組むべき具体的な指標を設定する必要があります。

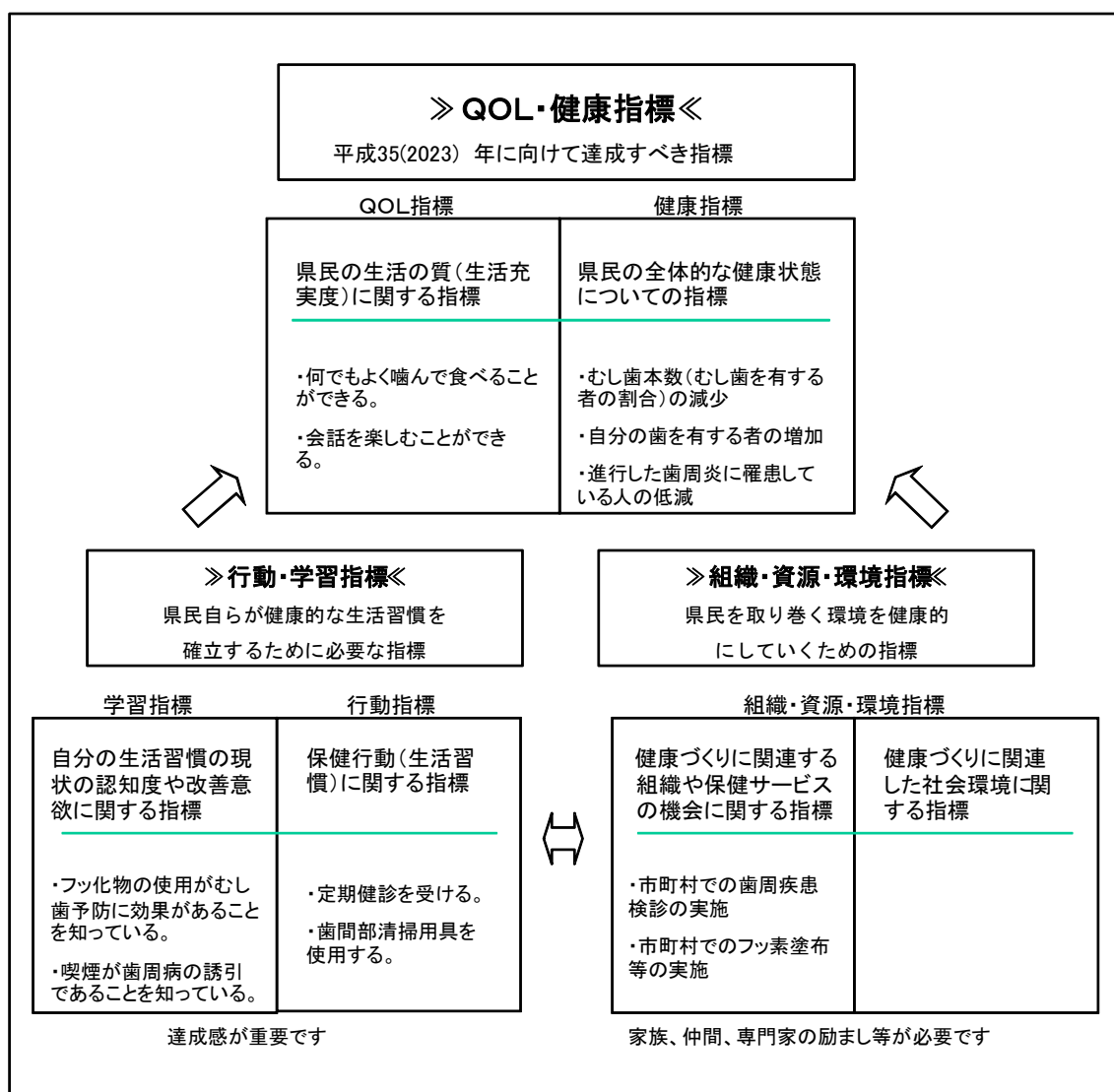
指標は、前計画および「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」で国が設定したものを基本としますが、ベースライン値がでないものについては、今後、把握する方法等も含め計画期間中に検討していきます。

5 計画の期間

本計画は、平成25年度を初年度とし、期間は国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」および「第二次生涯健康県おおいた21」の計画期間にあわせ平成35（2023）年度までとします。

図 I - 4

新・歯ッスル大分8020改定版における指標の考え方



* 第二次生涯健康県おおいた21では健康指標を主に記載しています。

